

事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築について

事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可/届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命いかだ/救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの最新の船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

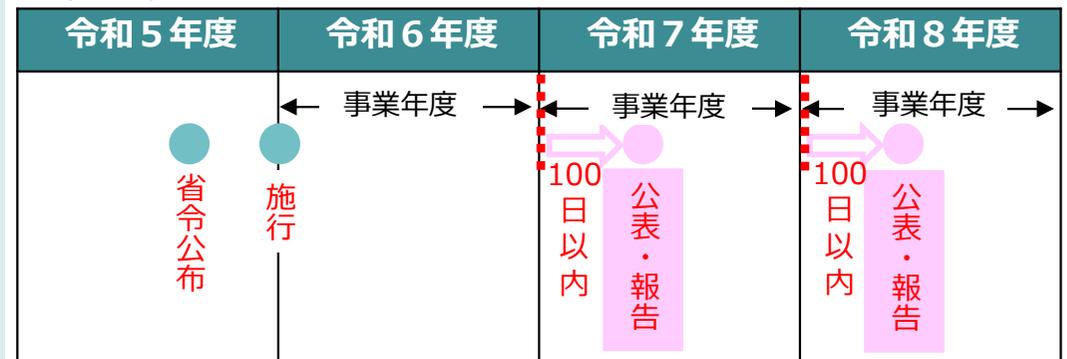
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL
（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度公表を行う